

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は新潟放射線治療技術懇話会と称する。

(事務局)

第 2 条 この会の事務局を国立大学法人新潟大学医歯学総合病院診療支援部放射線部門内に置く。

(目的)

第 3 条 この会は放射線治療技術の向上を図り医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)放射線治療技術の向上発展のための活動
- (2)放射線治療技術に関する講演会、研修会の実施

第 2 章 役員及び職員

(役員の種類)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1)代表世話人
- (2)世話人
- (3)当番世話人

(役員を選任)

第 6 条 代表世話人は世話人会において世話人より1名選任する。

2. 代表世話人の選任の方法は世話人会での合議において選任する。
3. 世話人の選任は世話人会で議決し代表世話人の要請により選任する。
4. 世話人の構成は3分の2以上日本放射線治療専門放射線技師認定機構により認定された放射線治療専門放射線技師とする。
5. 当番世話人は新潟放射線治療技術懇話会の開催ごとに世話人より選任する。
6. 当番世話人は職務の補佐役を1名世話人の中から指名することが出来る。

(役員職務)

第 7 条 代表世話人はこの会を代表し会務を総理する。

2. 世話人は世話人会を構成し会務の運営を行う。
3. 当番世話人は新潟放射線治療技術懇話会を企画、実施する。

(役員任期)

第 8 条 代表世話人の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 世話人の任期は特に定めず退任の意向を示した場合世話人会の了承を経て退任とする。
3. 当番世話人の任期は選任された新潟放射線治療技術懇話会の開催ごととする。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第 9 条 会議は世話人会とする。

(会議の権能)

第 10 条 世話人会は次の事項を議決する。

- (1)新潟放射線治療技術懇話会の開催
- (2)新潟放射線治療技術懇話会の内容
- (3)世話人の就任、解任
- (4)代表世話人世話人の選任
- (5)当番世話人の選任
- (6)その他本会の運営に関する重要な事項

(会議の開催)

第 11 条 世話人会は毎年1回以上開催する。

2. 世話人から開催の要望がある場合開催する

(会議の招集)

第12条 世話人会開催は代表世話人が招集する。

(会議の議長)

第13条 世話人会の議長は代表世話人とする。

(会議の定足数)

第14条 世話人会は構成員の2分の1以上出席が無ければ開会することができない。

(会議の議決)

第15条 世話人会の議事は出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは代表世話人の決するところによる。

(書面による表決等)

第16条 やむを得ず世話人会に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第17条 世話人会の議事については開催時次条に定める書記を1名選出し、書記により次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 世話人会の日時
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席数、出席者氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果

(書記)

第18条 世話人会の書記は次年の当番世話人とする。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 この会の資産は次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第20条 この会の資産は代表世話人が管理する。その管理方法は世話人会の議決を経て定める。

(事業年度)

第21条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告)

第22条 この会の事業報告は代表世話人が作成し、事業年度毎、新潟県診療放射線技師会に提出する報告書を持ってこれに代える。

(監査役)

第23条 この会の監査役は世話人会以外の2名とする。

2. 監査役は事業報告に対し監査を行い事業報告書に添えて監査報告書を新潟県診療放射線技師会に提出する。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第24条 この定款は世話人会において世話人出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。